

大田区諮問第 118 号答申

1 審査会の結論

大田区長（以下「実施機関」という。）が令和 6 年 10 月 9 日付け 6 ス文発第〇〇号によって行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）は、相当である。

2 請求対象情報

別紙記載の①ないし⑨に係る公文書（以下これらを併せて「本件公文書」という。）

3 審査の経過

令和 7 年 5 月 19 日 諮問を受け、審査した。
令和 7 年 6 月 16 日 実施機関から説明を聴取し、審査した。
令和 7 年 7 月 28 日 審査した。

4 事実の経過

- (1) 審査請求人は、令和 6 年 9 月 26 日、大田区情報公開条例（昭和 60 年条例第 51 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、本件公文書の開示請求を行った。なお、その際、実施機関の職員は、審査請求人に対し、別紙記載⑤ないし⑨は、開示請求に該当しない旨、伝達した。
- (2) 令和 6 年 10 月 9 日、実施機関は、本件公文書のうち、別紙記載①に係る公文書、すなわち、文化の森の改修工事にかかる工期及び改修工事の分かる公文書としては、「工事入札結果（令和 5 年 12 月分、令和 6 年 3 月分）」（以下「工事入札結果」という。）が該当すると判断した上で、工事入札結果は、条例第 18 条第 3 項の「この条例は、実施機関が管理する施設等において、閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする図書等については、適用しない」に該当することを理由として公文書不開示決定を行った（本件処分）。なお、実施機関は、公文書不開示決定通知書にて、工事入札結果は、大田区ホームページ→事業者の方へ→契約情報→工事→入札結果にて閲覧可能である旨、併せて付記した。
同日、実施機関は、別紙記載②ないし⑨に係る公文書の開示請求は公文書開示請求とは無関係であると判断し、不開示決定書には何らの回答をしなかった。
- (3) 同年 12 月 19 日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて審査請求

を行った。

5 審査請求の理由及び実施機関の弁明に対する反論

- (1) 審査請求人が開示を求めている公文書は、別紙記載①に係る公文書であり、公文書不開示決定通知書の「公文書の件名又は内容」の欄に記載されている内容は、審査請求人自身が作成した文書ではなく、誰かによって捏造されたものである。
- (2) 別紙記載②ないし⑨に係る公文書について、何らの回答がなされていない。
- (3) 条例を見ると、区政情報の公開の推移を図り、もって一層公正で開かれた区政の実現を図ること（条例第 1 条）、実施機関は、区民の区政への参加をより一層推進し区民生活の向上と充実を図るため、情報公開施策の拡充を図り、情報を積極的に公開すること（条例第 3 条）、指定管理者はこの条例の趣旨を尊重し、開かれた区政の実現及び区民との信頼関係の増進の寄与のため情報の公開に努めなければならないこと（条例第 3 条の 2）、から文書を開示すべきである。

6 実施機関の弁明の要旨

- (1) 審査請求人が開示を求める別紙記載①は、「文化の森は、改修工事を行っています。何時頃終わるのか、改修工事費はどの位なのか」と記載されていることから、審査請求人の公文書開示請求の趣旨を汲み取り、審査請求人が求める情報が記載されている公文書として、工事入札結果（令和 5 年 12 月分、令和 6 年 3 月分）が該当すると判断し、公文書の件名又は内容欄に「文化の森の改修工事にかかる工期及び改修工事の分かる公文書として、工事入札結果（令和 5 年 12 月分、令和 6 年 3 月分）」と記載し、工事入札結果を公文書開示請求の対象文書としたのであって、実施機関の職員が捏造をした事実はない。なお、工事入札結果は、本件処分当時、区ホームページなどで閲覧が可能であったことから、条例第 18 条第 3 項に該当するため、条例の適用除外となり、不開示としたものであって、本件処分は適法かつ正当である。
- (2) 別紙記載②ないし⑨に係る部分は、開示請求に該当しない。なお、別紙記載⑤ないし⑨については、審査請求人にも説明している。

7 審査会の判断

- (1) 審査請求人が開示を求める本件公文書のうち、別紙記載①に係る公文書について、実施機関が、工事入札結果である旨判断し、公文書不開示決

定通知書の「公文書の件名又は内容」に「文化の森の改修工事にかかる工期及び改修工事の分かる公文書として、工事入札結果（令和 5 年 12 月分、令和 6 年 3 月分）」と記載した点について検討する。

別紙記載①には、「文化の森は、改修工事を行っていますが、何時頃終わるのか、改修工事費はどの位なのか」と記載されているところ、実施機関は、審査請求人が開示を求める別紙記載①の内容から、審査請求人の公文書開示請求の趣旨を汲み取り、審査請求人が求める情報が記載されている公文書として、工事入札結果と記載し、工事入札結果を公文書請求の対象としたものである、と解される。工事入札結果には、大田文化の森の改修工事である、大田文化の森ホール棟特定天井改修及び大規模改修工事、大田文化の森ホール棟特定天井改修及び大規模改修機械設備工事並びに大田文化の森ホール棟特定天井改修及び大規模改修電気設備工事の 3 件について、それぞれ契約方法、予定価格（税込）、契約金額（税込）、契約業者名、契約業者所在地、工期及び入札方法が記載されている。そうであれば、審査請求人が求める情報が記載されている公文書として、公文書の件名又は内容欄に「文化の森の改修工事にかかる工期及び改修工事の分かる公文書として、工事入札結果（令和 5 年 12 月分、令和 6 年 3 月分）」と記載し、工事入札結果を公文書開示請求の対象としたことは相当であって、実施機関の職員が捏造したものではないとともに、実施機関の職員の判断は合理的かつ正当な判断である。

(2) 次に、工事入札結果が条例第 18 条第 3 項に該当するか、検討する。

条例第 18 条は、他の法令による閲覧等を規定しており、同条第 3 項は、「実施機関が管理する施設等において、閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする図書等については、適用しない」と規定し、大田区情報公開条例の手引は、条例第 18 条第 3 項が適用になる施設は、図書、資料、刊行物等を一般の閲覧に供し、又は貸し出すことを事務事業として行っている施設をいい、公の施設であるか否かを問わない、としており、その例として、大田区立図書館、区政情報コーナー、区ホームページを挙げている。

工事入札結果は、実施機関が公文書不開示決定通知書において付記したように、本件処分時点である令和 6 年 10 月 9 日当時においては、大田区ホームページ→事業者の方へ→契約情報→工事→入札結果にて閲覧することが可能であったと認められる。したがって、工事入札結果は条例第 18 条第 3 項の「実施機関が管理する施設において、閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする図書等」に該当する。

(3) 審査請求人が開示を求める別紙記載②ないし⑨に係る公文書について検討する。条例にいう公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は

取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であつて、実施機関において定めている事案決定手続又はこれに準ずる手続が終了し、実施機関が管理しているものをいい（条例第 2 条第 2 号）、開示請求は、上記公文書の開示を求める手続である（条例第 5 条）。しかるに、別紙記載②ないし⑨は、いずれも審査請求人の意見若しくは見解を述べるもの又は制度若しくは規則の説明を求めるものであり、いずれも公文書開示請求とは無関係である。

(4) 審査請求人が指摘する条例第 1 条、第 3 条及び第 3 条の 2 は、情報公開の理念を述べた条項であり、その趣旨は尊重されなければならない。しかし、別紙記載①ないし⑨に係る公文書の開示については上記したとおりであり、本件においては結論を左右するものではない。

(5) 結論

したがって、本件公文書の不開示決定について、条例第 18 条第 3 項に基づき不開示としたことは相当である。

以上の次第であり、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

大田区情報公開・個人情報保護審査会

会長 板垣 勝彦

委員 上松 信雄

委員 浦岡 由美子

別紙

審査請求人が令和 6 年 9 月 26 日付け公文書開示請求で記載した内容

- ① 文化の森は、改修工事を行っていますが、何時頃終わるのか、改修工事費はどの位なのか。
- ② 文化の森は指定管理制度を導入しておりますが、運営上どのような利点があるのでしょうか。
- ③ 指定管理制度は、一定の予算が削減できることから実施されていますが、下請け企業で従事する労働者は当然、低額となる。これは貧困を生じさせているのではないか。生活が安定した雇用促進に繋がっているのだろうか。
- ④ 同施設でプロの芸能関連が興行しますか。文化の森の運営において、どのような規則に準じているのか、具体的な規則を教えてください。
- ⑤ 区民の税金で建設された公共施設を使って、芸能関連会社が利益を上げる環境を、区は整備できるのか。
- ⑥ 去る 8 月末、〇〇氏の部下で〇〇氏から、初対面でありながら、何故、私が恫喝されなければならないのか。施設管理において、もし私の非常識によつての怒りであるならば、具体的に説明して頂きたい。加え恫喝する行為は、公人としての倫理は正しいのだろうか問います。
- ⑦ 去る 2024 年 9 月 14 日（土）の午後 6 時頃、〇〇（？）と名乗る警察官によつて、「もう一度、通報されると、文化の森に出入禁止する」と告げられ、「大声で、来場者等に恐怖心を与えた」と威圧的な態度によつて、排除されました。私は耳が若干遠いこともあつて、大きな声で喋るようですが、図書館で読書している人たちに、恐怖心を与えたとは思いません。もし、私が警察官が指摘するように恐怖心を与えたならば、具体的な被害状況を説明して頂きたい。責任者である〇〇氏の感情的な判断であつては、私への名誉毀損であります。私の破廉恥な行動による被害状況を提示して頂きたい。加え、出入禁止とは、二度と文化の森に使用できないことなののでしょうか。これはどのような法律なののでしょうか。
- ⑧ 図書担当の〇〇氏に要望書を出しました、が未だに梨の礫（つぶて）であります。
- ⑨ 〇〇氏の前任者が大声をだす障害者に対して「こんな大きな声で語ると、出入禁止にします」と述べておりましたが、この行為は障害者差別防止法に逸脱するのではないのでしょうか。といいますのは、障害者は健常者とは異なつてハンディーを背負っています。大声で喋るのが慣習となっているのです。ちょっと大きな声だからといって、排除する行為は、障害者への行動を制限

するもので、排除そのもので、あってはならない差別行為であります。この
ようなことから、注意された障害者は、見かけなくなったようです。

※上記の記載のうち、各番号は整理のため付した。